

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令

農林水産省

○国土交通省令第二号

環 境 省

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第二項第三号の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

国土交通大臣 前田 武志

環境大臣 細野 豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第二項第三号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法  
」という。）第四条第二項第三号に規定する特定非営利活動法人に準ずる者として主務省令で定めるものは  
、次に掲げる者とする。

一 法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次  
号において単に「特定非営利活動法人」という。）を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人  
の定めがあるものを含む。次号において同じ。）であつて、生物の多様性を保全するための活動を行うこ  
とを目的とするもの

二 前号に掲げる者のほか、生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う  
法人及び特定非営利活動法人

三 生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う個人

## 附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○環境省令第二十二号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第六項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

環境大臣 細野 豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令

1 市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条第六項の規定により環境大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第四条第六項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

## 附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○ 国土交通省  
環境省 令第三号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第七項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣 前田 武志

環境大臣 細野 豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令

1 市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四条第七項の規定により都道府県知事に協議しようとするときは、その協議

書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第四条第七項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

## 附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

○環境省令第二十四号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第十五条第三項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

環境大臣 細野 豪志

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第四条第六項に規定する権限（同条第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当す



る場合に限る。)

イ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第六号イからチまでに掲げる行為

ロ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第七号イからハまでに掲げる行為

ハ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第八号イからハまでに掲げる行為

ニ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第三十三条第一項の届出を要する行為  
ホ 法第四条第六項第二号から第四号までに掲げる行為

二 法第十二条第二項に規定する権限

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。